

東弁21人第276号

平成21年12月1日

厚生労働大臣 長 妻 昭 殿
内閣府特命担当大臣 福島 みずほ 殿
東京都知事 石原 慎太郎 殿
東京都下各特別区区長及び各市町村長 殿

東京弁護士会

会長 山岸 憲 司

住居喪失者・DV事件被害者等の子ども手当の受給に関する申入書

当会は、来年度より支給予定の子ども手当の支給に関し、以下のとおり申し入れる。

第1 申し入れの趣旨

- 1 政府は、今後の成立が予定される子ども手当支給に関する法案の作成及び提出に当たっては、子ども手当支給開始の目的に鑑み、住居喪失者や住民票と異なる地に居住するDV被害者等であって、現に子どもを養育する者（本来子ども手当を受け取るべき者。以下同じ。）が、子ども手当を受け取ることができるよう、子ども手当の申請及び受給者の要件等について適切な条文を設け、その解釈を明確化すること。
- 2 政府は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、住居喪失者・DV事件被害者等の本来子ども手当を受け取るべき者が、申請時に居住している市町村において、子ども手当を受け取ることができるようにするため、居住地の認定、窓口における手当受給者要件の確認の方法などについて、養育の実態に即した柔軟な運用を図るなど、格段の配慮工夫を行うよう周知すること。
- 3 市町村は、住居喪失者・DV被害者等の本来子ども手当を受け取るべき者が、現に居住する市町村において子ども手当を受け取ることができるようにするため、居住地の認定、窓口における手当受給者要件の確認の方法及び必要書類の提出などにおいて養育の実態に即した柔軟な運用を図るなど格段の配慮工夫を行うこと。

第2 申し入れの理由

1 法案提出について

- (1) 政府は、2010年1月に開会される通常国会において、中学卒業までの子どもを

養育している者に対し、子ども一人あたり月額26,000円の手当(以下「子ども手当」という。)の支給を行うことを骨子とする法律(以下「子ども手当法」という。)の法案提出を予定している。子ども手当法の制定は、昨今の少子化、子どもの養育費用の高額化及び若年層の雇用の不安定化等の子どもの養育を取り巻く事情に鑑み、子どもを養育する者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援すること及び子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を作ることを目的とする。

- (2) それにもかかわらず、以下に述べるとおり、子どもを養育する者であっても、とりわけ住居喪失者・DV事件被害者等の、真に養育に関する支援が必要な者に対し、子ども手当の支給がされないおそれがある。

すなわち、子ども手当法の条文において、平成20年度に行われた定額給付金の支給と同様に、世帯主であること及び住所を有することを手当申請者の要件とする規定を設けた場合は、現下の不況下で住居を喪失した者や、住民票の異動ができないままの状態子どもを養育するDV被害者等が手当申請者としての要件を満たさないことになる。

- (3) しかし、子どもを養育する者の中には、住居喪失者や、離婚事件等において、いわゆるDV被害により本人及び子どもの生命・身体に対する危険があるために、子どもを連れて住民票上の住所地から転居したが、居所を隠すために住民票の異動ができない者や、実際には子どもを連れて別居しているが、様々な理由から離婚問題が解決するまでの間、住民票を異動できない者などが存在する。これらの人々こそ、最も子どもの養育に困窮する人々であり、子ども手当の受給を最も必要とする人々である。

特にDV事件被害者にとっては、住民票の住所地に居住する世帯主である配偶者に対して子ども手当が支給されてしまった場合、手当支給後に、その引き渡しを求めることは非常に困難である。

- (4) また、現在行われている児童手当の受給においては、上記のような事情による別居開始後に受給者を変更しようとする場合、現受給者による受給事由消滅届の提出が運用上の要件となっている。そのため、現受給者である配偶者が受給事由消滅届の提出に協力しない場合、子どもを養育する者が、児童手当を受給することが困難な事態が発生している。

子ども手当支給の開始後に、別居を開始する場合にも、同様の問題が生じることが予想される。

しかし、夫婦間で刑事事件たるDV事件や離婚が問題となっている場合に、一方配偶者に対して他方配偶者(及びその者が養育する子ども)のために協力を仰ぐことは非常に困難を伴うことは、容易に予想出来る事実である。

- (5) したがって、政府に対しては、第一に、住民票上の住所の保持及び世帯主であることを受給者の要件として、これらの本来子ども手当を受け取るべき者が、子ども手当受給の要件を満たさない結果を生じさせるような条文及び受給者変更時に変更前

の受給者の協力を必要とさせるような条文等を内容とする法案並びにそのような解釈を可能とする法案を作成及び提出することがないように申し入れる。

2 法律の運用について

(1) 政府に対する申し入れの理由

法律の成立後、実際の手当申請時に際しては、各市町村が、申請窓口になることが予定される。

したがって、政府は、市町村に対し、子どもを養育している者に子ども手当を支給することにより、次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援すること及び子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を作ることとを目的とする子ども手当法の趣旨に鑑み、住居喪失者・DV事件被害者等の本来子ども手当を受け取るべき者が、申請時に居住している市町村で、子ども手当を受け取ることができるようにするため、法律の解釈について明確化し、窓口における確認の方法、居住地の認定及び受給者の変更などにおいて、実態に即した柔軟な運用(必要書類の簡素化・柔軟化も含む)を図るなど、格段の配慮工夫を行うよう周知することが必要である。

(2) 市町村に対する申し入れの理由

また、子ども手当の申請に際しては、市町村が窓口となり、住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を基に支給対象となる子どもが属する世帯の世帯主に対し、申請手続き書類等を送付することが予定される。

したがって、窓口となる市町村において、法律に規定がない住所・世帯主要件の規定及び変更時に現受給者からの受給事由消滅届の提出を要件とするような規定を設けないことはもちろんのこと、住居喪失者及び世帯主以外からの新規申請・受給者変更申請に際しては、養育の実態に即した手続の柔軟な運用(必要書類の簡素化・柔軟化も含む)によって、本来子ども手当を受け取るべき者が手当を受給出来るよう格段の配慮を願いたい。

なお、世帯情報を基にした周知方法を採用することにより、現に子どもを養育していない世帯主が子ども手当を受給するという事態も生じうるが、各市町村においては、そのような事態の発生を最小限に留めるべく、世帯主に対する養育状況の確認や、配偶者からの異議申し立て等に対しては、実態に即した対応を要請する次第である。

第3 以上、次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援すること及び子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会を作ることとを目的とする子ども手当法の趣旨に鑑み、政府の法案提出及び法律運用並びに各市町村における手続運用について、第1の趣旨のとおり申し入れる次第である。

以上